

# 令和4年度第2回富田林市都市計画審議会 議事要旨

令和4年11月16日開催

## 議案

### ・議第1号 南部大阪都市計画中野町一丁目地区地区計画について（付議）

都市計画法第21条の2に基づき提案のあった標記の地区計画について、原案のとおり可と答申されました。

- ・名 称：南部大阪都市計画中野町一丁目地区地区計画
- ・位 置：富田林市中野町一丁目地内
- ・計画区域面積：約1.7ha
- ・建 物 用 途：物品販売店舗、飲食店、サービス業を営む店舗、これらに付属する事務所、自動車車庫、倉庫業を営まない車庫
- ・地 区 施 設：緑道、調整池

### ・議第2号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

都市計画法第8条に規定される地域地区の一つである生産緑地地区のうち、生産緑地法第10条に基づく買取り申出があり、令和3年5月から令和4年4月までに行為制限が解除されたもの及び生産緑地法第8条の通知があったもの並びに令和3年5月1日から6月30日までに追加指定の申出があったものについて、原案のとおり可と答申されました。

(変更前)	→	(変更後)
面積：約53.95ha		約52.81ha
地区数：265地区		262地区

## 報告

### ・報告1 立地適正化計画（素案）について

進行する人口減少社会において、持続可能な都市づくりを進める為に居住誘導区域や都市機能誘導区域等を定める立地適正化計画制度について、今後のスケジュールや、富田林市立地適正化計画（素案）の概要版を使用して、前回の報告から修正した点などについて報告しました。

### ・報告2 南部大阪都市計画旭ヶ丘町地区地区計画について

南部大阪都市計画旭ヶ丘町地区地区計画について、以下の提案内容を報告すると共に、これまでの協議経過及び今後の流れ等について説明しました。

- 名 称：南部大阪都市計画旭ヶ丘町地区地区計画
- 位 置：旭ヶ丘町地内
- 計画区域面積：約2.2ha
- 建 物 用 途：物品販売店舗等